

下水道局

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (支出)

(1) 下水道施設の保全管理業務委託等に係る履行確認を適切に行うべきもの

東部第一下水道事務所及び東部第二下水道事務所は、表1のとおり、業務委託契約をそれぞれ締結している。各契約の仕様書において、東京都下水道サービス株式会社（以下「会社」という。）は、業務月報等を提出することとされている。これらの報告書について、所は、担当主事の確認後、担当課長代理、センター長に回付するなどして、履行状況の確認を行っている。この履行状況の確認について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 東部第一下水道事務所所保全管理業務委託について

(ア) 機器故障等記録報告書

「機器故障等記録報告書記載要領」（平成19年4月、施設管理部施設保全課）において、機器故障等記録報告書は、故障発生から1か月以上経過する場合は、現段階の状況を報告し、後日、統報を作成することとされているが、

① 表2の項番1から3までについて、発見日から1か月以上経過後に報告されている

② 表2の項番4については、機器故障等記録報告書が監査日（平成30年1月24日）現在、提出されていない

状況である。

(イ) 機器故障統計報告書

機器故障統計報告書は、6か月ごとに機器故障等記録報告書を設備分類ごと、故障原因ごとの発生件数等を統計処理して、考察を明記することとされているが、機器故障統計報告書（上半期）には、上半期に発生した表2の事例が含まれていない。

イ 葛西水再生センター汚泥処理管理業務委託について

(ア) 業務月報

業務月報において、運転管理状況、保全管理状況等の報告がされており、保全管理状況には、当月の①故障ランプ別の発生状況、②運転時発見及び保全発見状況、③異常及び故障の処置状況が記載されている。

しかしながら、表3の事例のとおり、③異常及び故障の処置状況には、当月に発生した異常・故障に対する処置状況のみの記載となっており、前月からの継続事案に対する当月の処置状況が報告されていない。

(イ) 異常機器一覧表

異常機器一覧表は、機器の異常及び故障の管理のために作成・報告されているが、表4のとおり、直近の状況が報告されず、発生当初の報告の記載のままとなっているものがあ

これらは、会社からの報告により履行状況を把握・管理する仕組みとしていたにもかかわらず、所におけるチェック体制が有効に機能していないことによるものである。このため、両所は、会社に対し適時適切な報告を求めるとともに、履行状況を適切に確認する必要がある。会社は、適時適切な報告を行われない。両所は、会社に速やかな改善を求めるとともに、履行状況の確認を適切に行われたい。

(東京都下水道サービス株式会社)

(東部第一下水道事務所)

(東部第二下水道事務所)

(表1) 業務委託契約の概要

事務所名	東部第一下水道事務所	東部第二下水道事務所
契約件名	東部第一下水道事務所所保全管理業務委託	葛西水再生センター汚泥処理管理業務委託
契約期間	平成29.4.1～平成30.3.31	平成29.4.1～平成30.3.31
契約金額	492,480,000円	853,200,000円
契約相手方	東京都下水道サービス株式会社	東京都下水道サービス株式会社

(表2) 機器故障等記録報告書の作成・報告状況

項番	管理番号	報告日	事業所	件名(故障内容)	発見日	措置日
1	吾橋TGS H29-02	平成 29.10.16	吾橋ポンプ所	構内電話交換設備故障	平成 29.8.31	平成 29.9.1
2	隅田TGS H29-03	平成 29.11.08	隅田ポンプ所	沈砂ホップ [※] 重量計警報	平成 29.9.15	—
3	木場TGS H29-07	平成 29.11.27	木場ポンプ所	貯留池フラッシュエー ト4号瞬時過電流	平成 29.7.23	—
4	—	—	小松川ポンプ所	貯留池流入扉2-2号 過トルク	平成 29.9.2	—

(表3) 業務月報の記載内容（「11月度業務月報」の抜粋）

イ	異常・故障等発生状況		異常発見		合計
	異常	故障	異常	故障	
ア	前月からの継続件数	18	9	15	50
イ	今月の発生件数	24	0	11	35
ウ	総件数	42	9	26	85
エ	翌月への継続件数	23	7	19	56
オ	今月の異常及び故障の処置状況				
カ	項目	総件数	処置済	継続	
キ	直営1	13	11	2	
ク	直営2	12	6	6	
ケ	簡易修繕	0	0	0	
コ	メーカー対応	4	2	2	
カ	協議	0	0	0	
キ	調査	5	3	2	
ク	局対応	1	0	1	
ケ	合計	35	22	13	

【今月の簡易修繕工事完了件数 3件】

(表4)「平成29年11月異常機器一覽表」の記載内容(故障)と実地監査で確認した状況

番号	発生日	機器故障報告書等	対応状況	備考	実地監査で確認した状況
1	平成29.4.7	焼却炉5号排煙処理塔入口CO、O ₂ 濃度計指示表示異常 汚泥処理棟4階給気ファン(SF-4)ダクト穴あき	局対応	(局)来年度、補修工事で対応します。 TGS簡易修繕での対応不可のため、局対応願います。	局発注の電気工事で対応済み(平成30.3.14完了予定)
2	平成29.4.14	焼却炉1号炉ガスバーナー制御	局対応	(局)局で対応します。	局が設計中(平成30年度中に実施予定)
8	平成29.4.18	焼却炉5号ターキ供給ポンプ5-2号冷却ファンモーターカバー破損	直営修理	(局)TGSで対応願います。	ターキ供給ポンプの破損のため、影響が小さいことから修繕せず、TGSが経過観察中
17	平成29.6.14	重力汚泥移送濃度1号濃度計動作不良	局対応	(局)局で対応します。	局発注の電気工事で対応済み(平成30.3.14完了予定)
19	平成29.5.29	遠心脱水機1号遠心脱水機1号遠心脱水機1号主電動機インバータ出力異常	調査中	(局)TGSで対応願います。	TGSが発生日から間もなく予備品に取替済み
22	平成29.7.27	遠心脱水機1号遠心脱水機1号主電動機インバータ出力異常	局対応	(局)補修工事で対応します。	局がメーカーによる補修を実施(平成29.12.13完了)
29	平成29.8.24				

(全庁重点監査事項)(支出)

(2) 成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるべきもの
 南部下水道事務所は、多摩地域(野川処理区)の汚水を受け、流量調整、量水及び沈砂等の除去を行う成城排水調整所の運転操作等を行うため、表5のとおり、委託契約を締結している。

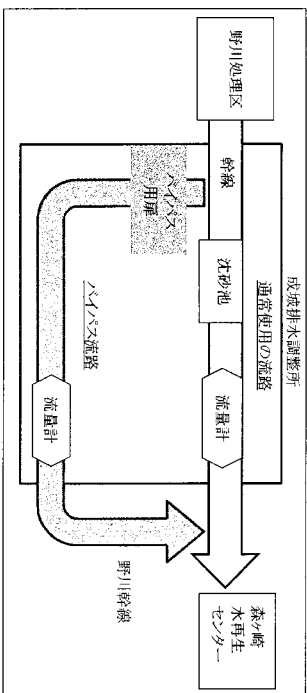
同施設には、汚水のごみを取り除く機能を持つ施設(沈砂池)のある通常使用の流路のほか、大雨が降った場合などの緊急時に使用するバイパス流路(ごみ除去機能なし)があり、運転操作は、バイパス用扉の開閉により行っている。

扉を開く場合は、①大雨注意報が発生した場合、②豪雨等で調整池水位が上昇した場合、③緊急の場合に限られ、受託者自らの責任により、安全かつ適正に運転管理を行うこととされている。扉が開けられた場合、図1に記載の野川幹線の流量実績が記録されることとなる。

ところで、表6の事例のとおり、作業月報において、降雨の表示がないにもかかわらず、野川幹線の流量に実績がある事例について、バイパス用扉を開いた理由を確認したところ、作業日誌及び作業月報において操作実績及び理由の書面による報告がされていないことが認められた。これは、仕様書において、本委託業務の主要な業務であるバイパス用扉の操作に関して報告させることを明記していないことによるものである。

バイパス用扉の操作は本委託業務の主要なものであることから、操作実績及びその理由について書面により報告させる必要がある。
 所は、成城排水調整所の運転操作に係る報告を適切に行わせるよう改められた。

(図1) 成城排水調整所フロー



(表5) 成城排水調整所管理業務委託契約について

契約件名	成城排水調整所管理業務委託
契約期間	平成29.4.1～平成30.3.31
契約金額	31,687,200円
業務内容	① 成城排水調整所施設運転操作 ② 設備の保守点検及び簡易な修理 ③ 調整池等の清掃 ほか

(表6) バイパス用扉の操作について報告がされない事例 (単位：㎡)

年月日	天候	野川幹線流量
平成29年4月12日	晴 曇	43, 810
平成29年4月23日	晴 晴	210
平成29年6月17日	晴 晴	37, 960
平成29年7月6日	晴 晴	120
平成29年8月20日	曇 曇	47, 050
平成29年8月24日	曇 晴	16, 790
平成29年10月24日	曇 曇	222, 710
平成29年10月26日	晴 晴	82, 850
平成29年11月2日	晴 晴	56, 600
平成29年11月6日	晴 晴	1, 630

(局別重点監査事項) (支出)

(3) 水再生センター開口部覆蓋部分の通常点検において覆蓋開放の有無の記録及び報告を求めるべきもの

施設管理部及び流域下水道本部は、水再生センターにおける保全管理に当たって、機器の搬出入などのために設けられている開口部を、通常時において、墜落防止のために塞ぐ設備(以下「開口部覆蓋部分」という。)などの点検を適正に行うために、「開口部覆蓋部分及び手すり等点検標準」(以下「点検標準」という。)を定めている(注1)。

点検標準において、「コンクリート製蓋」及び「鋼製蓋」(以下「覆蓋」という。)について、12か月の周期で開放点検、目視及び打診で可能な範囲の点検(以下「通常点検」という。)を行う一方で、容易に開放できないものは、別途、3年から5年の周期の点検(以下「特別開放点検」という。)を行うこととしている。

ところで、区部及び多摩地域における通常点検の状況について確認したところ、一部を除いて(注2)、開放を行っていない覆蓋について、目視及び打診で異常がない場合は、開放を行った結果異常ない場合と同様、D評価(異常なし)としているが、覆蓋開放の有無を記録していない。

しかしながら、通常点検における開放点検の実施の有無は、特別開放点検の実施対象の選定の際の判断材料となることから、部及び本部は、通常点検の実施に当たり、点検業務の受託者(注3)に対して、覆蓋開放の有無の記録及び報告を求める必要がある。

部及び本部は、水再生センター開口部覆蓋部分の通常点検において、覆蓋開放の有無の記録及び報告を求められたい。

(施設管理部)

(流域下水道本部)

(注1) 区部においては、施設管理部が平成28年4月改定版を、多摩地域においては、流域下水道本部が、平成27年10月改定版をそれぞれ定めている。内容は同じものである。
 (注2) 落水水再生センター、中野水再生センターにおける点検において、開放点検が行われない場合は「評価不能」の表示がある。
 (注3) 区部では東京都下水道サービス株式会社、多摩地域では各共同企業体

(局別重点監査事項) (財産)

(4) 保護具の管理を適正に行うべきもの

流域下水道本部は、基準等(注1)を定めて保護具を措置(注2)している。本部における保護具の管理状況について見たところ、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。

ア 製造年月日の不明

基準等において、保護具の標準使用期間が定められているところ、本部が措置する空気呼吸器(注3)の製造年月日が確認できないため、使用できない可能性がある保護具を措置していることとなり、適正でない。

イ 基準と整合しない措置の実態

基準では、保護帽(ヘルメット)について、対象職員(注4)に専用で措置することとなっているが、本部は、専用で措置している170個のほかに、共用の保護帽を119個措置している。

共用の保護帽を措置するよう基準に定めしていないことは適正でない。

ウ 実態に合わない措置基準・台帳

基準において、本部で行うことのない作業(注5)について措置することとされている。また、同作業に係る保護具(保護面、保護衣及び保護手袋)について、実際には措置していないにもかかわらず、それぞれ21個ずつ措置したとする、事業所総括安全衛生管理者(本部管理部部長)の決裁を経た保護具台帳が備えられている。

これは、基準の定めのとおり、保護具を確認することなく保護具台帳を作成したことによるものである。

基準及び保護具台帳が実態に合っていないことは適正でない。

本部は、保護具の管理を適正に行われたい。

(流域下水道本部)

(注1) 「東京都下水道局流域下水道本部労働安全衛生保護具措置基準」、「東京都下水道局流域下水道本部労働安全衛生保護具管理使用細目」

(注2) 使用できるよう備え付けておくこと。

(注3) 有害な物じん、ガス、蒸気を吸入するおそれのある作業又は酸堿気受のおそれのある作業に備えて、空気呼吸器として、背負子、防毒マスク(面体)及びボンベを措置している。ボンベの標準使用期間は10年、面体及びボーンの標準使用期間は5年となっている。

(注4) 飛来、落下物の危険及び墜落のおそれのある作業に従事する職員

(注5) ガス、蒸気、粉じん等により顔に障害を受けるおそれのある作業及び有害な粉じん、ガス、蒸気を吸収するおそれのある作業

(局別重点監査事項) (その他)

(5) 緊急通報連絡表の作成を適切に行うべきもの

施設管理部は、管路施設において都民が被害者となった人身事故(つまづきによる骨折など)や水道管など他企業の埋設物の損傷といった事故が発生した場合、各下水道事務所が、定められた様式(以下「緊急通報連絡表」という。)など(注)により部に報告することとしている。報告は、表7に記載の方法と内容により行うこととなっている。第1報の後に確認した事実や事実関係の訂正は、第2報以降で行い、最終報においては、最終的な事実関係が記載されることとなる。

なお、緊急通報連絡表は、図2のとおり、出張所業務の受託者である東京都下水道サービスク株式会社(補償交渉)に関する部分は所が作成し、各下水道事務所が確認を行った上で、部に提出している。

また、被害者への補償が生じる可能性がある場合、図3のとおり、事故対応の所管課(お客さまサービス課)が、被害の状況や、局の過失の程度、被害者の補償請求の意向などを把握し、補償が発生する場合は、補償事務の所管課(庶務課)に事務を引き継ぐこととなっており、その進行管理において緊急通報連絡表が活用される状態となっている。

ところで、西部第一下水道事務所及び南部下水道事務所が平成29年4月から11月に作成した緊急通報連絡表(最終報告又は最新報告)30件について見たところ、表8のとおり、①補償の請求の有無や交渉の最新の状況等の記載がないもの、②事故原因等が正確に記載されていないものが10件認められた。

緊急通報連絡表は、事故について、所管と部などが情報共有を行うことにより、事故の速やかな解決や、補償案件の着実な進行管理に資するものであることから、所及び会社は、これを正確に作成する必要がある。

両所及び会社は、緊急通報連絡表の作成を適切に行われたい。
部は、適切な報告となるよう所を指導されたい。

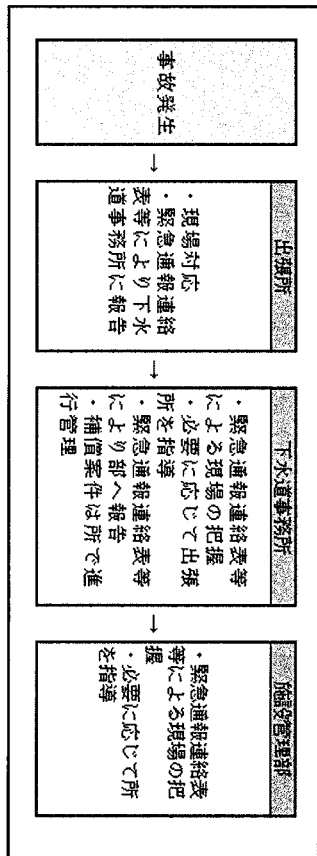
(東京都下水道サービスク株式会社)
(西部第一下水道事務所)
(南部下水道事務所)
(施設管理部)

(注) 電話連絡等の媒体も併せて報告することとされている。ただし、最終報告は、緊急通報連絡表の様式による。

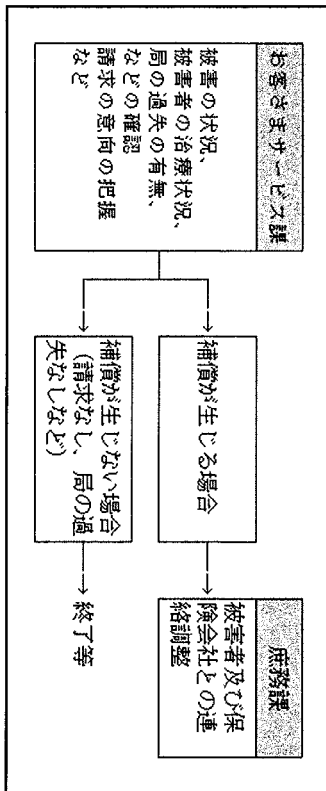
(表7) 緊急通報連絡表の報告方法及び報告内容について

(根拠) 管路施設維持管理マニュアル平成24年度版(施設管理部作成)
(報告方法)
第一報 : (発生後、速やかに) 電話及び緊急通報連絡表
経過報告 : (随時) 電話又はFAX
最終報告 : 緊急通報連絡表
(報告内容)
報告日時、発生日時、事故内容、事故原因、措置状況、等

(図2) 緊急通報連絡表による報告の流れ



(図3) 補償事務の流れ



(表8) 適切に記載されていない緊急通報連絡表

区分	事務所名	事故種別	事故概要	発生日
① 補償の請求の有無や交渉の最新の状況等の記載がないもの	西部第一 下水道事務所	その他	家屋浸水	平成 29.6.6
		人身	工事により空いた人孔に通行人が転落	平成 29.6.21
	南部 下水道事務所	道路陥没	道路陥没により通行人が負傷	平成 29.7.18
		人身	歩行者が開いていた汚水ますに つまづき、転倒	平成 29.3.31
		損傷	工事中に水道管を損傷	平成 29.6.1
		人身	歩行者が転倒していた汚水ます に杖をとられて転倒	平成 29.6.4
		その他	車両の物損事故	平成 29.6.15
		人身	歩行者が開いていた汚水ますに つまづき、転倒	平成 29.9.21
		道路陥没	車両が陥没箇所にはまった	平成 29.10.26
		その他	車両の物損事故	平成 29.6.15
② 事故原因等が正確に記載されていないもの	南部 下水道事務所	その他	車中のガス管を損傷	平成 29.8.23

(支出)

(6) 管きよ改良工事契約の変更手続を適正に行うべきもの

東京都下水道局工事施行規程(昭和46年下水道局管理規程第35号)第28条第1項、第4項において、工事の起工内容を変更する必要があると認めるときは、速やかに工事変更設計書を作成しなければならないとしており、また、変更見込金額が請負金額の20%以下の工事変更の決定手続を行う場合には、工期まで一括して行うことができると規定している。

さらに、受注者から工事一時中止に伴う増加費用の請求があった場合には、土木工事に係る手引(注1)に基づき、局は、受注者と協議して増加費用の検討を行うこととなっている。中止期間が3か月以内の場合は簡便法(注2)による積算とし、3か月を超える場合は積上げ積算を行うこととし、積上げ積算を行う場合は、局は、受注者から増加費用に係る見積書の提出を求め、局と受注者は、見積りの内容について、実施内容が証明できる資料を基に協議することとなっている。

ところで、中部下水道事務所は、表9のとおり、「補助第11号線道路整備事業に伴う渋谷区恵比寿一、四丁目付近管渠改良工事」を実施している。

当該工事の工事変更に係る事務処理について見たところ、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。

ア 工事変更手続

本件工事は、契約金額3,888万円のところ、平成29年11月2日に1,637万6,040円(契約金額の42.1%)の増額を伴う工事変更の手続を…括して行っている。
イ 運搬費及び受入費の過大支出
上記工事変更の内容について、運搬費及び受入費における単価の算定に誤りがあったため、表10のとおり、3,2万6,160円過大な支出となっている。

ウ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算
本件工事は、平成29年4月11日から同年10月20日まで、工事一時中止を行っている。しかしながら、所は、本件工事の中止期間が3か月を超えているにもかかわらず、中止期間中の現場維持等に要する費用を簡便法で積算している。

所は、管きよ改良工事契約の変更手続を適正に行われたい。

(中部下水道事務所)

(注1) 「工事の一時中止に係る運用の手引き(土木工事)」(平成26年10月東京都下水道局)

(注2) 日数及び労務単価に計数を乗じて算出

(表9) 契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
補助第11号線道路整備事業に伴う渋谷区恵比寿一、四丁目付近管渠改良工事	平成28.6.23 ～平成29.11.9	当初契約金額：38,880,000 変更契約金額：55,256,040

(表10) 過大支出の内訳

(単位：円、m³)

種目	誤			正			差引
	単価	数量	金額	単価	数量	金額	
直接工事費(a)			38,236,590			37,963,294	△273,296
うち発生士処分(運搬費)	23,298	76	1,770,648	20,347	76	1,546,372	
うち発生士処分(受入費)	4,920	76	373,920	4,275	76	324,900	
間接工事費(b)			23,878,000			23,784,000	△94,000
一般管理費等(c)			8,028,410			7,981,706	△46,704
請負工事費(aからcの合計)×落札率0.72942×1.08			55,256,040			54,929,880	△326,160

(支出)

(7) 企画コンベンションの実施に当たって重要な条件を明示すべきもの

局は、ICT(情報通信技術)に関する知識及び技術を付与し、職場の情報化の推進と業務改善を実施できる人材の育成を目的として行う研修業務について、表11のとおり、「下水道局ICT研修実施委託」により実施している。

本委託契約は、様々な内容・レベルの研修を実施するため、企画コンベンション(以下「コンベン」という。)を行うものであるが、研修業務の連続性の観点から、履行状況が良好である等の条件を満たした場合に、審査結果は3年間で有効であるとしている。

局は、平成27年度に実施されたコンベンで1位となった業者(本契約の受託者)と平成28年度において随意契約を行い、履行状況が良好であったとして、平成29年度においても、同一業者と随意契約により契約を行っている。

ところで、総務部が行った当該コンベンの実施手続について見たところ、部は、平成27年11月20日に、業者の募集に当たってホームページ上に掲示した「下水道局ICT研修実施委託仕様書(案)」及び「下水道局ICT研修実施委託」企画コンベンション実施要領」において、委託契約の重要な情報である審査結果の有効期間を明示しなかったことは適切でない。部は、コンベンの実施に当たって重要な条件を明示されたい。

(総務部)

(表11) 下水道局ICT研修実施委託について

契約件名	下水道局ICT研修実施委託
契約期間	平成29.4.3～平成29.12.28
契約金額	10,636,920円
業務概要	情報処理指導者サイバーセキュリティ研修 監督職のための情報セキュリティ研修 情報処理指導主任研修 WORD活用研修 EXCEL活用研修 など

教 育 庁

1 指摘事項

(全庁重点監査事項) (歳出)

(1) 設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行うべきもの

西部学校経営支援センターは、所管する各学校の各種設備に係る点検業務について、表1の例のとおり、契約を締結している。点検結果については、センター及び各学校に提出させ、各学校は、点検結果を受けて必要な対応を行っている。

これらの点検結果及び対応状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア あきる野学園では、平成28年度後期(平成29年2月)の消防設備保守点検の指摘事項(煙感知器不良等)について、平成29年6月20日に、委託により修繕を実施したものの、図面による指示・確認、現場確認を行わなかったことから、煙感知器1基について、誤った箇所を修繕している。その結果、誤った箇所の修繕費用1万6,600円(直接工費)が不経済支出となっている。

このため、指摘された箇所については、修繕が行われていないことから、平成29年度前期(平成29年7月)にも、指摘を受けている。

イ 前記アのほか、表2のとおり、前期で受けた指摘を改善しないまま、後期にも指摘を受けているなど、点検結果の対応を速やかに行っていない事例が見受けられた。

センターは、総合点検結果の対応を迅速化し、消防署に対し年度内に改善報告が完結することを目的として、平成29年度契約から、総合点検を後期から前期に変更しているにもかかわらず、点検結果の対応が速やかに行われず、改善報告が翌年度になっているなど、総合点検時期を変更した目的が達成されていない状況となっている。

また、センターは、各学校の点検結果の情報を把握していることから、各学校の対応状況について進捗状況を確認し、各学校に対して、速やかな対応に向けた支援をすべきところ、これが十分に行われていない。

あきる野学園及び田無特別支援学校は、消防設備等の点検結果の対応を適切かつ速やかに行われたい。

センターは、設備点検結果の速やかな対応に向けた支援を適切に行われたい。

(あきる野学園)
(田無特別支援学校)
(西部学校経営支援センター)

(表1) 契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	受託者
福生高等学校外4校消防設備等点検保守委託	平成29.4.1～ 平成30.3.31	842,400	A
東大和南高校外20校建築設備及び防火設備定期点検業務委託	平成29.11.13～ 平成30.2.28	4,853,520	B
八王子北高等学校外34校ゾール循環ろ過装置定期点検保守委託	平成29.4.1～ 平成29.11.17	1,134,000	C

(表2) 点検結果の対応を速やかに行っていない事例

学校名	点検種別ごとの状況
出無特別支援学校	<p>建築設備及び防火設備定期点検</p> <p>①非常用の照明装置：予備電源の内蔵バッテリー不良による不点灯</p> <p>②給水設備及び排水設備：配管の漏水及び防虫網がない</p> <p>当該点検の対象設備については、センサーより指示があるとの認識から対応していない。</p> <p>ゾール循環ろ過装置定期点検 (自動空気抜、塩素注入点配管等：腐食)</p> <p>①平成29.6.13点検結果：集毛器、入口弁、出口弁、自動空気抜弁腐食交換必要</p> <p>②平成29.8.8点検結果：集毛器(入口弁含む)自動空気抜、塩素注入点配管腐食交換必要</p> <p>③平成29.9.28点検結果：同上</p> <p>上記点検結果について、対応を行っていない。</p>
あきる野学園	消防設備保守点検(煙感知器不良)
片倉高等学校	消防設備保守点検(自動火災報知設備不良)
八王子拓真高等学校	消防設備保守点検(消火器具不良)
久留米西高等学校	消防設備保守点検(防排煙制御設備不良)
小平西高等学校	消防設備保守点検(自動火災報知設備不良、非常警報器具不良)

前期の不具合指摘について未対応、後期にも同様の指摘を受けている。

(全庁重点監査事項) (その他)

(2) 来校者の管理を適切に行うべきもの

都立高等学校及び都立特別支援学校(以下「都立学校」という。)においては、都立学校教育部が定めた「学校危機管理マニュアル」に基づき、職員や生徒以外の来校者は、防犯対策として経営企画室前に設置された来校者名簿に、来校者氏名と日時、名札番号、目的、用務先を記載し、番号付名札を付けて入校すること、また、退校時には、名札を返還するとともに、退校時間を記入することとしている。

ところで、この来校者名簿と名札の管理を見たところ、次のような事例が認められた。

ア 来校者名簿を見たところ、大塚ろう学校、港特別支援学校、松原高等学校、板橋特別支援学校及び志村学園において、退校時間や用務先など未記載の箇所があることが認められた。

退校時間と用務先の記載がないことは、何の目的で、いつまでいたのかわからず、防犯上適切でなく、また、災害発生時に対応が遅れるなどの問題点もある。

イ 名札の管理を見たところ、大塚ろう学校においては、来校者名簿に番号記載欄が無く実際の名札にも番号がないこと、また、港特別支援学校においては、2番と6番の名札がなくなっていることから、管理が徹底されていないことが認められた。仮に外部の者が名札を常に持っているとなれば、校内に警戒されずに侵入できることから、管理を徹底する必要がある。

各学校は、来校者名簿及び名札の管理を適切に行われない。

- (大塚ろう学校)
- (港特別支援学校)
- (松原高等学校)
- (板橋特別支援学校)
- (志村学園)